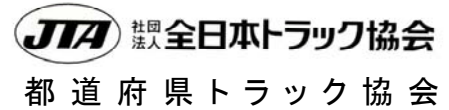


ドライバー等安全教育訓練促進助成制度のご案内 (平成22年度)



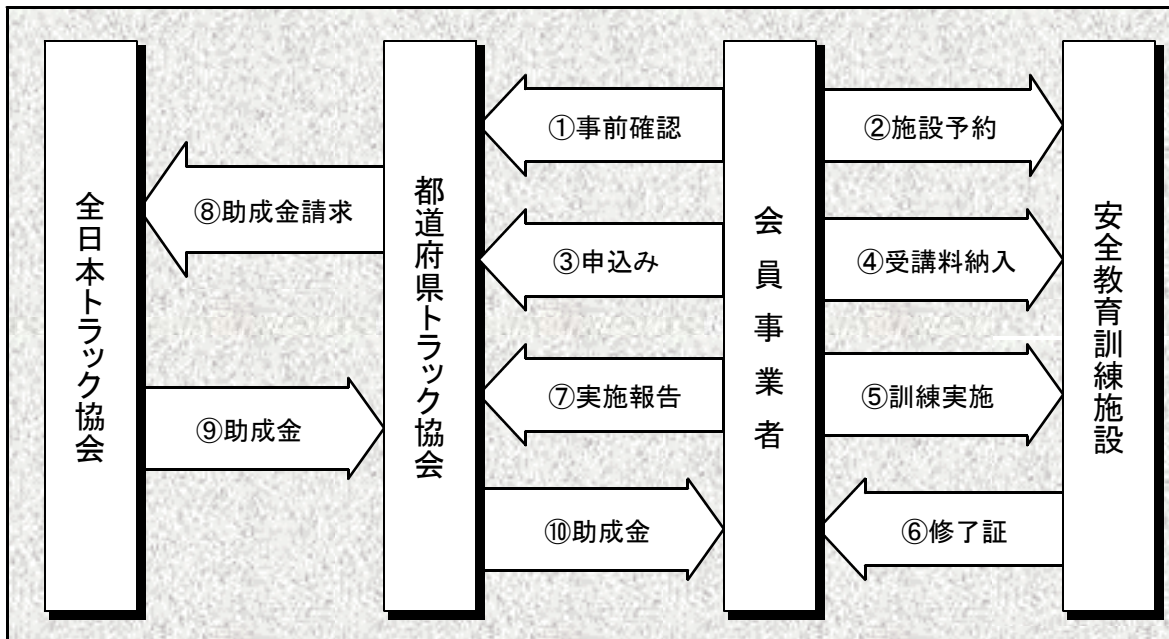
●ドライバー等安全教育訓練助成制度とは？

大型トラックの事故が頻発するなか、ドライバーの安全意識の高揚や安全技能の向上が課題となっており、業界を挙げた従業者教育の充実強化への取組みが要請されています。

特に、中小事業者を中心として安全教育訓練に要する時間やコストが負担となり、実践的な教育訓練実施の機会が不足しています。

こうした状況を踏まえ、本制度は全ト協の指定する総合的な安全教育訓練施設に、ドライバー等を派遣し訓練を実施しようとするトラック事業者に対して助成を行うものです。

●本制度の基本的なしくみ



●本制度の概要

(1)助成対象研修施設と助成額

助成対象となる研修施設及び助成額は次のとおりです。

施設区分	施設名	助成額	
		特別研修	一般研修
特定研修施設	(1)中部トラック総合研修センター (名鉄線三好ヶ丘駅より徒歩約20分) 愛知県みよし市福谷町西ノ洞21-127 電話0561-36-1010 FAX 0561-36-1210 (2)埼玉県トラック総合教育センター (秩父鉄道永田駅より徒歩約25分) 埼玉県深谷市黒田2091-1 電話 048-584-0055 FAX 048-584-0090	受 講	定 額
	(3)自動車安全運転センター安全運転中央研修所 (JR 常磐線勝田駅よりバスで約20分) 茨城県ひたちなか市新光町605番地16 電話 029-265-9560 FAX 029-265-9552 (4)クレフィール湖東交通安全研修所 (JR 東海道線能登川駅より送迎バスで約30分) 滋賀県東近江市平柳町22-3 電話 0749-45-3872 FAX 0749-45-3877 (5)総合交通教育センター ドライビングアカデミー-ONGA (JR 鹿児島本線遠賀川駅より徒歩約7分) 福岡県遠賀郡遠賀町大字今古賀81-5 電話 093-293-2359 FAX 093-293-2427 (6)総合交通教育センター ドライビングアカデミー-北海道 北海道札幌市中央区北1条西2丁目 オーク札幌ビル7F 電話 011-232-2815 FAX 011-221-2452 ①東地区会場 (JR 根室本線釧路駅よりバスで約25分) 北海道釧路市芦野5-12-1 ②西地区会場 (JR 室蘭本線苫小牧駅よりバスで約30分) 北海道苫小牧市拓勇東町8-6-27		

※一部のトラック協会で、対象研修施設の限定措置を行っている場合があります。

(2)対象となる研修

助成の対象となる研修は、別表1「ドライバー等安全教育訓練促進助成対象特別研修一覧」及び別表2「ドライバー等安全教育訓練促進助成対象一般研修一覧」のとおり、あらかじめ決められています。これ以外の研修は助成の対象となりません。

(3) 資格・要件

助成を受けられるのは、自社のトラックドライバー及び安全運転管理者に対する安全教育訓練を実施する都道府県トラック協会の会員事業者です。

(4) 定員

都道府県トラック協会ごとに助成を受けられる人数が、また、対象研修講座ごとに定員がそれぞれ決められています。予約や申込みの前に、あらかじめ所属するトラック協会に資格要件等も含めた適用の可否を確認してください。

(5) 研修受講料の事前納付

研修受講料は受講開始日の7日前までに、各施設に納入する必要があります。この日を過ぎると取下げとみなされますのでご注意ください。

なお、「自動車安全運転センター安全運転中央研修所」についてのみ、食事代が現地支払となるため、受講料納入にあたっては食事代を除いた金額を送金してください。(必ず施設に確認してください。)

(6) 申込みの取下げについて

受講申込みの取下げは、受講開始日の7日前まで可能です。

(7) 取下げ等に伴う費用負担について

申込みをした事業者又はドライバー等が次のいずれかに該当する場合は、受講料等を全額負担しなければなりませんので、申込みにあたっては十分ご注意ください。

- ① 受講開始日の7日前を経過して申込みを取下げたとき。
- ② 特別な事由無く、所定の研修を修了しないか、又は受講を途中で中止したとき。
- ③ 所定の書類を添付した実施報告書を研修修了後7日以内に提出しないとき。
- ④ 研修又は手続き等において、不適切な行為などがあつたとき。

(8) 実施報告

所定のカリキュラムを全て修了すると「修了証」が発行されます。この「修了証」の写しに「研修参加感想文」(800字以内)などを添えて、研修修了後7日以内に「教育訓練実施報告書」を提出していただきます。

(9)助成金の支給

上記報告書に基づき、都道府県トラック協会が助成対象事業者に対して助成金を支給します。

(10)その他

各施設所定の要領等に従っていただきます。

●手続きの流れ

1. 都道府県トラック協会へ事前確認	所属する都道府県トラック協会で、前もって資格、人数枠などを確認します。
2. 教育訓練施設の予約	安全教育訓練を実施しようとする施設に対し日程等を確認し、予約します。
3. 申込書提出	都道府県トラック協会に申込書を提出します。(地方協会→FAX→研修施設)
4. 受講料の納入	安全教育訓練施設に、受講開始日の7日前までに、受講料を納入します。
5. 安全教育訓練実施	施設にて安全教育訓練を実施します。
6. 安全教育訓練実施報告書	参加感想文、修了証及び領収書の写しなどを添えて、7日以内に所属トラック協会に実施報告書を提出します。
7. 助成金支給	助成金が支給されます。(支給時期は四半期ごと)

●制度利用に関するQ&A

★施設や講座は自由に選択できますか。

別表に記載されている施設及びその講座から選択していただきます。これ以外の施設や講座については、助成の対象となりません。

★宿泊や食事代は助成の対象となりますか。

テキストなどの研修に必要な費用のほか、研修に伴う所定の食事、宿泊代が助成の対象となります。これ以外は自己又は会社の負担となります。

★研修の前日に宿泊ができますか。

施設や日程によっては可能です。料金等も含めて各施設に照会してください。但し、これらの前泊及び後泊に係る費用は助成の対象にはなりません。

★助成金はいつ頃支給されるのですか？

助成金を、四半期ごと(6月、9月、12月、3月)に締め切り、原則として、その翌月末までに受講者の所属する会社に支給(銀行振込み)されます。

★お問い合わせ先

制度の内容などについては各都道府県トラック協会へ、また、各施設もしくはカリキュラムの内容などについては各施設に、それぞれお問い合わせをしてください。